

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和7年度機構・定員査定の結果を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
自治行政局	選挙部選挙課企画官(1)（時限延長）	附則第13条

3 公布日

令和7年3月31日

4 施行期日

令和7年4月1日